

国立大学法人岡山大学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する規程

〔平成29年6月30日〕
〔岡大規程第41号〕

改正 平成30年 3月30日規程第14号
令和 元年 6月26日規程第91号
令和 2年 6月30日規程第52号
令和 3年 3月26日規程第49号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）におけるハラスメント、ハラスメント被害及びハラスメントに起因する問題の発生防止（以下「ハラスメント等の防止」という。）のための措置、並びにハラスメント、ハラスメント被害及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応（以下「ハラスメント等への対応」という。）について、必要な事項を定めることにより、職員等の職務能率の発揮及び人権の尊重並びに学生等の良好な修学上の環境の保持及び人権の尊重を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 他人を不快にさせる性的な言動又は性別による差別的言動をいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 職務上、教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景にして行われる、職務、教育又は研究の適切な範囲を超える言動であって、次のいずれかの結果をもたらすものをいう。
 - イ 他人に精神的又は身体的苦痛を与えること
 - ロ 他人の就業環境、修学環境、又は研究環境（以下「就業・修学環境等」という。）を悪化させること
- 四 マタニティ・ハラスメント 妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠若しくは出産に関する措置若しくは制度の利用に関する言動であって、職務、教育又は研究の適切な範囲を超え、他人の就業・修学環境等を悪化させるものをいう。
- 五 育児休業等に関するハラスメント 育児又は介護に関する措置又は制度の利用に関する言動であって、職務、教育又は研究の適切な範囲を超え、他人の就業・修学環境等を悪化させるものをいう。
- 六 その他のハラスメント 飲酒の強要、暴行、喫煙にまつわる不法行為又は誹謗、中傷若しくは風評の流布等により、他人の人権を侵害したり、他人を不快にさせる言動

(前4号にあたるものを除く。)をいう。

- 七 ハラスメント被害 ハラスメントにより、構成員等の就業・修学環境等が悪化し、又は構成員等に精神的若しくは身体的苦痛が生じることをいう。
- 八 ハラスメントに起因する問題 ハラスメント等の防止のための措置又はハラスメント等への対応に起因して構成員等が就業上、修学上又は研究上の不利益を受けることをいう。
- 九 ハラスメント等 ハラスメント、ハラスメント被害及びハラスメントに起因する問題のことをいう。
- 十 ハラスメント相談 ハラスメントに関する相談のことをいう。
- 十一 ハラスメント相談員 ハラスメント相談を受ける者のことをいう。
- 十二 職員等 本学の職員及び役員をいう。
- 十三 学生等 本学の学部学生、大学院生、研究員、聴講生及び科目等履修生等、本学において修学又は研究に従事する者をいう。
- 十四 構成員 職員等及び学生等をいう。
- 十五 関係者 学生等の保護者及び取引関係業者等(構成員と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者に限る。)をいう。
- 十六 構成員等 構成員及び関係者をいう。
- 十七 相談者 ハラスメント相談員にハラスメントに関する相談を行った者をいう。
- 十八 相手方 ハラスメント相談においてハラスメントを行ったとされる者をいう。
- 十九 本人 ハラスメント相談及び措置申立てにおいて、構成員からハラスメントを受けたとされる者をいう。
- 二十 申立人 措置申立てを行った者をいう。
- 二十一 被申立人 措置申立てにおいて、ハラスメントを行ったとされる者をいう。
- 二十二 当事者 申立人及び被申立人をいう。
- 二十三 部局 学術研究院各学域、各学部、大学院各研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館、各機構、法人監査室、及び各事務部(国立大学法人岡山大学事務組織規程(平成16年岡大規程第1号)第4条各号に定める各部、第12条に定める事務部)をいう。
- 二十四 部局長等 各部局の長及び理事をいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、この規程及び規程に関する要項並びに学長が定める指針及びガイドラインに従い、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(監督者及び指導教員の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)及び学生等を指導する立場にある職員等(以下「指導教員」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント等の防止を図るとともに、ハラスメント等への対応を迅速かつ適切に行わなければならない。

- 一 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員及び学生等の注意を喚起し、さらにはその認識を深めさせること

二 職員及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント被害又はハラスメントに起因する問題が職場又は教育現場に生じることがないように配慮すること
(学長の責務)

第5条 学長は、構成員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

- 2 学長は、ハラスメント等の防止のため、構成員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うものとする。
- 3 学長は、ハラスメント等の防止のため、構成員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

(防止委員会)

第6条 ハラスメント等の防止、及びハラスメント等の対応のため、法人にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 ハラスメント等の防止に関する啓発活動の企画及び実施に関すること
- 二 ハラスメント等への対応に関すること
- 三 ハラスメントに関する部局間の連絡調整に関すること
- 四 ハラスメント相談員の研修に関すること
- 五 その他ハラスメント等の防止、及びハラスメント等への対応に関すること

3 防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 法務・コンプライアンス担当副学長
- 二 教育学域及び社会文化科学学域の専任教員(原則として教授とする。以下この項において同じ。)のうちから学長が指名した者 1名
- 三 自然科学学域、環境生命科学学域及びヘルスシステム統合科学学域の専任教員のうちから学長が指名した者 1名
- 四 保健学域及び医歯薬学域の専任教員のうちから学長が指名した者 1名
- 五 法務学域の専任教員のうちから学長が指名した者 1名
- 六 岡山大学病院の職員のうちから学長が指名した者 1名
- 七 全学教育・学生支援機構の専任教員のうちから学長が指名した者 1名
- 八 学内又は学外の法律、カウンセリング等の専門家のうちから学長が指名又は委嘱した者 若干名
- 九 ハラスメント防止対策室長
- 十 総務・企画部法務・コンプライアンス対策室長
- 十一 その他学長が必要と認めた者

4 前項第2号から第8号までの委員の任期は2年とし、同項第11号の委員の任期は学長が指定し、いずれも再任を妨げない。ただし、委員が前項各号に該当しなくなった場合、又は委員の退任等により、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 防止委員会に委員長を置き、第3項第1号の者をもって充てる。

6 防止委員会委員長(以下第22条を除き単に「委員長」という。)は、防止委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

- 8 委員長が必要と認めるときは、構成員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 防止委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 10 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ハラスメント防止対策室)

第7条 ハラスメント等の防止及びハラスメント等への対応に関して講ずべき対策を構築するため、法人にハラスメント防止対策室（以下「防止対策室」という。）を置く。

- 2 防止対策室は、防止委員会、高大接続・学生支援センター学生相談室、保健管理センター等と連携協力を図り、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 ハラスメント相談を受けること
 - 二 ハラスメント等の防止に関する研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること
 - 三 ハラスメント発生要因及び現状について調査及び分析を行うこと
 - 四 その他ハラスメント等の防止及びハラスメント等への対応に関すること
- 3 防止対策室に次の各号に掲げる職員を置く。
 - 一 専任教員又は兼任教員
 - 二 ハラスメント専任相談員
- 4 防止対策室に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント相談員)

第8条 法人にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が指名する。
 - 一 部局長が推薦する法人の教員
 - 二 岡山大学病院長が推薦する者
 - 三 高大接続・学生支援センター学生相談室の相談協力委員
 - 四 教育学部各附属学校長（幼稚園にあつては、園長）が推薦する者
 - 五 防止対策室の職員
 - 六 その他学長が指名する者
- 3 相談員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 ハラスメント相談を受けること
 - 二 受け付けたハラスメント相談について、防止対策室に報告すること
 - 三 部局内におけるハラスメント等の防止に関する研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること
 - 四 その他ハラスメント相談に関すること

(ハラスメント相談)

第9条 法人にハラスメント相談の窓口を次のとおり置く。

- 一 前条第2項第1号ないし第4号及び第6号に掲げる相談員（以下「部局別相談員」という。）
 - 二 防止対策室
- 2 ハラスメント相談の窓口は、次に掲げる者からのハラスメント相談を受け付ける。

- 一 本人である構成員等
 - 二 構成員のハラスメントを認識したとする構成員等
 - 三 他者からハラスメントをしている旨の指摘を受けたとする構成員
 - 四 元構成員等で、現構成員より、在職、在学又は関係者である間に構成員からハラスメントを受けたとする者
- 3 部局別相談員は、ハラスメント相談を受けた後、速やかに相談内容を防止対策室に報告しなければならない。
- (相談実施通知手続き)

第10条 委員長は、ハラスメント相談が行われた事案につき、ハラスメント等の防止及びハラスメント等の対応のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、ハラスメント相談が行われたことを通知すること（以下「相談実施通知」という。）ができる。

- 一 相手方
 - 二 相手方の監督者及び所属部局長等
 - 三 その他、ハラスメント等の防止及びハラスメント等への対応のため必要と認められる構成員等
- 2 委員長は、前項の通知をもって、相談実施通知手続きを終了することができる。
- (調整手続き)

第11条 委員長は、ハラスメント相談が行われた事案につき、就業・就学環境等の調整が必要であると判断した場合、部局長等に調整を要請することができる。ただし、部局長等が相手方である場合は、当該部局長等に調整を要請することはできない。

- 2 委員長から調整を要請された部局長等（以下「調整実施者」という。）は、相談者及び相手方の意見を公平な立場で考慮し、就業・修学環境の調整を行わなければならない。
- 3 調整実施者は、調整内容につき相談者及び相手方の合意が得られた場合は、合意内容に沿った適切な措置を行い、調整手続きを終了することができる。
- 4 前項の合意を行った相談者及び相手方は、合意内容に反する言動を行ってはならない。
- 5 調整実施者は、調整内容につき相談者又は相手方の合意が得られる見込みがない場合又は調整内容が相当でないとする場合には、調整が成立しないものとして、調整手続きを終了することができる。
- 6 調整実施者は、調整手続きが終了した後、速やかに調整結果を委員長に報告しなければならない。

(緊急措置)

第12条 委員長は、ハラスメント相談が行われた事案につき、本人の保護のため、緊急の措置が必要であると認める場合は、部局長等に緊急措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 委員長から前項の勧告を受けた部局長等は、適切な措置を講じなければならない。
- 3 部局長等から前項の措置を受けた構成員は、その措置に従わなければならない。
- 4 委員長は、第1項の事由が消滅した、又は措置の継続が相当でないとした場合、勧告を行った部局長等に対して、緊急措置の解除を要請することができる。
- 5 前項の解除要請を受けた部局長等は、緊急措置を解除し、措置の対象者に解除を通知

しなければならない。

(措置申立て)

第13条 ハラスメント相談を行った相談者は、措置申立てを行うことができる。

2 措置申立ては、措置申立書を防止対策室に提出してしなければならない。

3 措置申立書には、次に掲げる事項を記載しなくてはならない。ただし、第1号の記載は、申立人が知りうる範囲のものを記載すれば足りる。

一 当事者の氏名、所属、職位及び性別

二 ハラスメント事実の詳細

三 求める措置内容

4 防止対策室は、提出された措置申立書を、速やかに委員長に提出しなければならない。

5 申立人が措置申立ての取り下げの意思を示した場合、委員長が取り下げの可否を判断する。

6 前項の規定により、委員長が措置申立ての取り下げを相当と認める場合、当該調停手続き又はハラスメント認定手続きは終了する。

(申立人)

第14条 前条第1項の措置申立てを行うことができる者は、本人とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長の許可がある場合、本人以外の相談者が本人に代理して措置申立てを行うことができる。

3 前2項の手続きは、原則として本人が在職中の場合に限るものとする。ただし、本人が離職、卒業、退学等により構成員等でなくなった日から、原則として1年以内である場合にはこの限りでない。

(委員長の措置申立書審査権)

第15条 措置申立書が、第13条第3項の規定に違反する場合、又は内容が不明瞭な場合には、委員長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを指示しなければならない。

(悪意による虚偽の措置申立て)

第16条 構成員が悪意をもって虚偽の措置申立てを行った場合には、懲戒処分等に付されることがある。ただし、ハラスメント認定の結果、申立てに相当する事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、虚偽の措置申立てを行ったとみなし、申立人に不利益な取扱いをしてはならない。

(措置申立てに関する審議)

第17条 委員長は、措置申立てがなされた事案について、第20条に定める調停手続の開始、第21条に定めるハラスメント認定手続の開始及び第22条第1項に定める調査委員会の設置を決定することができる。

2 前条の決定に際し、委員長が防止委員会の審議が必要と認める場合、又は次項各号の却下事由が存在すると認める場合、防止委員会で審議しなければならない。

3 防止委員会は、措置申立てが次に掲げる事項に該当する場合には、決定により、当該措置申立ての全部又は一部を却下できる。全部却下となった場合、措置申立手続きは却下決定により、終了する。

一 第13条第2項の措置申立書によらない場合

- 二 第15条により定められた期間内に申立人が補正に応じない場合
 - 三 措置申立てが第14条の定める要件を満たさない場合
 - 四 措置申立てに係る行為が、その発生から3年が経過しており、かつ現にその状況が継続していないと認められる場合
 - 五 申立人の求める事項が、調停手続き及びハラスメント認定手続きを行うことなく解決に至りうると判断した場合
 - 六 申立人の求める事項が、調停手続き及びハラスメント認定手続きでの解決が不可能と判断した場合
 - 七 ハラスメント認定手続きが終了した事案と同一内容であると認められる場合
 - 八 本項により却下決定された事案と同一内容であると認められる場合
 - 九 防止委員会の決定に対する措置申立てであると認められる場合
 - 十 措置申立てに係る紛争について、すでに学外において、裁判、調停その他の裁判外紛争処理手続が係属している場合
 - 十一 その他、措置申立てが適切でないと認められる場合
- 4 防止委員会は、却下決定を行った場合、書面をもって、申立人に通知しなければならない。

(却下決定に対する異議申立て)

第18条 申立人は、前条第3項の却下決定に対して、異議申立てを行うことができる。

- 2 異議申立ては、異議申立書を防止対策室に提出してしなければならない。
- 3 異議申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の氏名
 - 二 前条第3項各号に該当しないと考える理由
 - 三 ハラスメント等への対応の必要性に関する事実
- 4 異議申立ては、却下決定の通知があった日から、7日以内に行わなければならない。
- 5 防止対策室は、提出された異議申立書を、速やかに委員長に提出しなければならない。

(異議申立てに関する審議)

第19条 委員長は、異議申立てがなされた場合、当該異議申立てに明らかに理由がないと認める場合を除き、防止委員会を招集し、防止委員会において、審議しなければならない。

- 2 防止委員会は、異議申立てに理由があると判断した場合、第17条第2項の審議を行わなければならない。
- 3 防止委員会は、異議申立てに理由がないと判断した場合、決定により、異議申立てを却下しなければならない。
- 4 申立人は、前項の決定について、異議申立てを行うことができない。

(調停手続き)

第20条 委員長又は防止委員会は、措置申立てがなされた事案につき、調停員による調停による解決が必要と認めた場合、事案毎に調停員を置き、調停を行わせなければならない。

- 2 前項の調停員は複数置くこととし、事案の内容を考慮し、構成員から委員長が指名する。ただし、当該事案に関するハラスメント相談を受け付けた相談員又は当事者との間

において特別な利害関係がある者を調停員に指名することはできない。

- 3 委員長は、調停員を指名した後、当事者及び当事者が所属する部局の部局長等に対し、調停が開始されたことを通知しなければならない。ただし、当該部局長等が当事者又は措置申立てに係る事実に関与している場合は、当該部局長等への通知を行わないことができる。
 - 4 調停員は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 当該事案に係る事実関係の確認を行うこと。
 - 二 当事者に対して、調停案を提示すること。
 - 三 調停結果を委員長に報告すること。
 - 四 その他、当事者間の合意を成立させるために必要な一切の事項。
 - 5 調停員は、当事者に対し、公平な立場で対応を行わなければならない。
 - 6 当事者及び関係する構成員等は、調停員が行う調停に協力しなければならない。
 - 7 調停員は、調停において当事者間に合意が成立した場合は、調停合意書を作成し、調停を終了することができる。この場合、調停員は、第3項の通知を受けた部局長等に対し、調停合意書の写しを交付することとする。
 - 8 前項の調停合意を行った者は、合意内容に従わなければならない。
 - 9 調停員は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合、調停の実施が困難となる事情が生じた場合、又は成立した合意が相当でないとする場合には、調停が成立しないものとして、調停を終了することができる。
 - 10 調停員は、調停が終了した後、速やかに調停結果を委員長に報告しなければならない。
 - 11 調停員は、調停結果の報告をもって、その任を解かれる。
 - 12 第9項により調停が終了した場合、委員長は次条に定めるハラスメント認定手続きの開始及び第22条1項に定める調査委員会の設置を決定することができる。ただし、申立人が、ハラスメント認定手続きを希望しない場合にはこの限りでない。
(ハラスメント認定手続き)
- 第21条 委員長又は防止委員会は、措置申立てがなされた事案につき、ハラスメント認定に基づくハラスメント防止等の措置（以下「改善措置」という。）勧告の可否の判断が必要と認めた場合、ハラスメント認定の有無及び改善措置勧告の内容を審議しなければならない。
- 2 委員長は、第22条の調査委員会を設置した場合は、前項の審議の際に、調査委員会委員長であった者を、オブザーバーとして防止委員会に出席させることができる。
 - 3 委員長は、第1項の審議の結果、改善措置勧告が必要と判断された場合、学長に対して、認定されたハラスメント事実及び改善措置内容を示して、当該改善措置の勧告をしなければならない。
 - 4 委員長は、第1項の審議結果を当事者及び当事者の所属する部局の部局長等に通知しなければならない。ただし、被申立人に対して、第22条第7項の通知を行っていない場合には、被申立人への通知を行わないことができる。
 - 5 学長は、第3項の勧告に基づき、関係する部局長等に適切な措置を講じるよう要請するものとし、要請を受けた部局長等は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

- 6 前項の部局長等からの措置の対象となった者は、その措置に従わなければならない。
- 7 第5項の規定に関わらず、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第16号）第68条の懲戒処分又は同規則第69条の訓告若しくは嚴重注意（同規定を準用する場合も含む。）に相当する旨の改善措置勧告については、国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規則第20号）第3条第1項第2号の顛末の報告があったものとして、取り扱う。

（ハラスメント認定に対する異議申立て）

第21条の2 被申立人は、前条第1項の審議に基づくハラスメントを認める決定に対して、次の各号の要件のいずれかを満たす場合には、防止委員長に対し、異議申立てを行うことができる。

- 一 事実関係の調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合
- 二 事実関係の調査に際して提出できなかった新たな証拠が発見され、当該証拠がハラスメント認定の結論に影響を及ぼすことが明らかである場合
- 三 ハラスメント認定の結論に影響を及ぼすことが明らかな証拠が偽造・変造等により虚偽であったことが証明された場合

2 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した異議申立書を法務・コンプライアンス対策室に提出してしなければならない。

- 一 被申立人の氏名
- 二 第1項各号のいずれかに該当すると判断した理由

3 異議申立ては、前条第4項の通知を受けた日から14日以内に行わなければならない。

4 委員長は、第1項の異議申立てがなされた場合には、その旨を申立人に通知するものとする。

（異議申立てに関する審議）

第21条の3 委員長は、異議申立てがなされた場合、当該異議申立てに理由があると認める場合は、防止委員会を招集し、申立内容について審議しなければならない。

2 防止委員会は、前項の審議の結果、第21条に基づく審議結果を変更する必要があると判断した場合は、ハラスメント認定の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

3 委員長は、第1項の審議結果を当事者及び当事者の所属する部局の部局長等に通知しなければならない。第1項において、防止委員会における審議をしなかった場合も、同様とする。

4 被申立人は、第1項の審議結果に対し、さらに異議申立てを行うことはできない。

（調査手続き）

第22条 委員長又は防止委員会は、第21条第1項及び前条第1項の審議に際し、事実関係の調査が必要と認めるときは、事案ごとに調査委員会を設置し、同委員会に事実関係の調査を行わせなければならない。

2 前項の調査委員会の委員は、あらかじめ学長が指名又は委嘱した次の各号に掲げる者のうちから委員長が事案毎に若干名を指名する。ただし、調査の公平性・中立性の観点から、当該調査事案を受け付けた相談員又は当該調査事案の当事者との間に特別な利害関係がある者を指名することはできない。

- 一 学部の教育を担当する国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第

- 16号) 第2条第1項第1号ロに定める教育職員(原則として教授とする。)のうちから学部毎に学長が指名した者 各1名
- 二 岡山大学病院の職員のうちから学長が指名した者 1名
- 三 事務職員のうちから学長が指名した者 若干名
- 四 学内又は学外の法律専門家のうちから学長が指名又は委嘱した者 若干名
- 3 防止委員会委員長が必要と認めた場合は、前項各号に掲げる者以外の者を調査委員に指名することができる。この委員の任期は、当該調査手続きの終了までとする。
- 4 調査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項に関わらず、任期満了による委員の交替の日の前日において、調査結果報告が未了の場合は、当該事案に限り、現に委員である者が引き続き委員として調査を行うこととする。ただし、当該調査結果報告の完了までに当該委員が欠員になった等により調査に参加できない場合は、この限りでない。
- 6 調査委員会に委員長を置き、当該調査委員会を組織する調査委員のうちから防止委員会委員長が指名する。
- 7 防止委員会委員長は、調査委員会を設置した後、当事者及び当事者の所属する部局の部局長等に対し、調査が開始されたことを通知しなければならない。ただし、当該部局長等が当事者又は措置申立てに係る事実に関与している場合は、当該部局長等への通知を行わないことができる。
- 8 調査委員会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 措置申立てに係る事実関係の確認を行うこと
 - 二 事実関係に基づきハラスメント該当性及び必要な改善措置の内容についての見解を示すこと
 - 三 調査結果につき、防止委員会委員長に報告すること
 - 四 その他事実関係の確認に関する一切の事項
- 9 当事者及び関係する構成員等は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。当事者が、正当な理由なく調査に協力しない場合、調査委員会は、その他の調査の結果をもって、第11項の調査結果報告を行うことができる。
- 10 調査委員会は、調査の継続が困難と認められる事情が生じた場合、防止委員会委員長の許可を得て、調査を中止することができる。この場合、次項の報告は、調査中止前までの調査結果を報告するものとする。
- 11 調査委員会委員長は、調査結果について速やかに防止委員会委員長に報告しなければならない。
- 12 調査手続きは、第21条第1項及び前条1項の審議の終結とともに終了し、調査手続きの終了をもって、調査委員会は解散する。
- (悪意による虚偽申立ての審議)
- 第23条 防止委員会は、第17条第1項又は第21条第1項の審議において、当該措置申立てが、申立人の悪意による虚偽の措置申立てであるか否かを審議することができる。
- 2 前項の審議の結果、当該措置申立てが申立人の悪意による虚偽の措置申立てであると

防止委員会が認めた場合、委員長は、学長に対して報告しなければならない。

- 3 学長は、前項の報告を、国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規程第20号）第3条第1項第2号の顛末の報告として、取り扱うこととする。

（人権の尊重及び守秘義務）

第24条 相談者、相手方及び当事者は、関係する構成員等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、正当な理由なく相談内容を第三者に伝える等、一方的にそのプライバシーを侵し、名誉を傷つけ、人権を損なうような言動を行ってはならない。

- 2 防止委員会委員、相談員、調査委員、調停員、関係部局長等その他ハラスメント防止等の措置に関与する者又はこれらの職にあった者は、相談者、相手方、当事者及び関係する構成員等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第25条 学長、監督者、指導教員及びその他の職員等は、ハラスメント等への対応に関し、協力又は正当な対応をした構成員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（事務）

第26条 防止委員会に関する事務は、総務・企画部法務・コンプライアンス対策室において処理する。

（その他）

第27条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及びハラスメント等への対応に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年岡大規程第11号）第14条第1項に基づき設置されている調査委員会に係る事案については、同規程を適用するものとし、その限りで効力を有する。
- 3 国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年岡大規程第11号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。